

文京区子どもの医療費の助成に関する条例

○文京区子どもの医療費の助成に関する条例

平成四年六月二十六日

条例第四十号

改正 平成五年九月三〇日条例第三三号

平成六年一二月九日条例第三九号

平成七年七月五日条例第一九号

平成一〇年六月一七日条例第三八号

平成一二年三月三十一日条例第四八号

平成一二年一二月八日条例第七三号

平成一四年一〇月一日条例第三六号

平成一七年三月八日条例第一一号

平成一八年一二月八日条例第五七号

平成二一年三月一〇日条例第一一号

平成二四年六月二六日条例第三八号

平成二七年三月三日条例第一五号

平成二八年一二月八日条例第四八号

令和四年一二月一日条例第四一号

(目的)

第一条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この条例において「高校生等」とは、十五歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日から十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

3 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

二 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

三 高校生等が何人からも監護されておらず、区長が必要と認める場合の当該高校生等本

文京区子どもの医療費の助成に関する条例

人

4 前項第一号に掲げる場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

5 この条例にいう「父」には、母が、子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(助成を受ける資格)

第三条 この条例による医療費の助成を受けることができる者は、子どもを養育している者で次に掲げる要件を備えているものとする。

一 その者の養育している子ども（前条第三項第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する高校生等本人。以下同じ。）が区の区域内に住所を有すること。

二 その者の養育している子どもが国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、対象としない。

一 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）による保護を受けている子ども

二 規則で定める施設に入所している子ども（規則で定める者を除く。）

三 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四に規定する里親に委託されている子ども

(助成資格の認定)

第四条 この条例による医療費の助成を受けようとする子どもを養育している者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、助成資格の認定を受けなければならない。

2 区長は、前項の認定をしたときは、助成を受ける資格を証明する医療証を申請者に交付する。

(助成の範囲)

第五条 区は、前条の認定を受けた者（以下「対象者」という。）について、次の各号のいずれかの事由を生じたときは、次条に規定する方法により医療費を助成する。

一 子どもが国民健康保険法により医療に関する給付を受けたとき。

文京区子どもの医療費の助成に関する条例

二 対象者が社会保険各法により子どもに係る医療に関する給付を受けたとき。

2 前項の規定により助成する額は、同項各号に定める法令の規定により対象者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）とする。

3 この条例による医療費の助成は、国民健康保険法及び社会保険各法以外の法令等による給付又は医療費の助成が行われるときは、その給付又は助成の限度において行わない。

（助成の方法）

第六条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が医療証を提示して、その者の養育している子どもについて診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（標準負担額相当額の支払方法）

第六条の二 前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、標準負担額相当額を厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（届出の義務）

第七条 対象者は、第三条第一項各号に規定する要件を備えなくなったとき若しくはその者の養育している子どもが同条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき又は第四条第一項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、毎年、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（認定の取消し）

文京区子どもの医療費の助成に関する条例

第八条 区長は、対象者が第三条第一項各号に定める要件を備えなくなったとき又はその者の養育している子どもが同条第二項各号のいずれかに該当することとなったときは、助成資格の認定を取り消すものとする。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第九条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第九条の二 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第十条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第二号から第四号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。

一 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

二 第七条第三項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

三 前条第一項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

四 前条第二項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

文京区子どもの医療費の助成に関する条例

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成四年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成四年十月一日においてこの条例による助成対象者の要件に該当すべき者は、同日前においても医療証の交付について第四条の規定に基づく申請をすることができる。

付 則 (平成五年九月三〇日条例第三三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年一月一日から施行する。ただし、第七条に一項を加える改正規定は、平成五年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に乳幼児が受けた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則 (平成六年一二月九日条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成六年十月一日から適用する。

付 則 (平成七年七月五日条例第一九号)

この条例は、平成七年十月一日から施行する。

付 則 (平成一〇年六月一七日条例第三八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日においてこの条例による改正後の文京区乳幼児の医療費の助成に関する条例第三条の規定により医療費の助成を受けることができる者に該当すべき者は、同日前においても医療証の交付について第四条の規定による申請をすることができる。

付 則 (平成一二年三月三十一日条例第四八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の文京区乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養

文京区子どもの医療費の助成に関する条例

に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成一二年一二月八日条例第七三号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

付 則（平成一四年一〇月一日条例第三六号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成一七年三月八日条例第一一号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成一八年一二月八日条例第五七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日において新条例第三条の規定により医療費の助成を受けることができる者に該当すべき者は、同日前においても医療証の交付について新条例第四条の規定による申請をすることができる。

付 則（平成二一年三月一〇日条例第一一号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年六月二六日条例第三八号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二七年三月三日条例第一五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第二条の規定による改正後の文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に

文京区子どもの医療費の助成に関する条例

行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成二八年一二月八日条例第四八号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則（令和四年一二月一日条例第四一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の文京区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日において新条例第三条の規定により医療費の助成を受けることができる者に該当すべき者は、施行日前においても医療証の交付について新条例第四条の規定による申請をすることができる。